

授業目的公衆送信補償金分配規程実施細則

授業目的公衆送信補償金分配規程（以下「分配規程」という。）第14条の定めにより、授業目的公衆送信補償金の分配を実施するために必要な事項として、次のとおり定める。

（第4条補償金の取扱い）

第1条 授業目的公衆送信補償金規程第4条に定める補償金を支払う旨の申請を教育機関設置者から受け、同条による補償金の請求・分配に資する情報を受領した場合は、原則として SARTRAS 事務局による権利者特定等の整備により補償金を請求するものとする。

（任意報告の取扱い）

第2条 教育機関から任意提出を受けた利用報告に基づく著作物の分配ポイントは、分配規程に基づき算出された数に、1/12 及び当該学校種において本会が通常得ているサンプリング方式による利用報告対象として教育機関が抽出される確率の百分比を乗じて得た数とする。

（細則の改廃）

第3条 本細則の改廃は本会理事会が定める。

附則

（実施期日）

- 1 本規程は、2022年4月21日から実施する。
- 2 本規程は、2022年12月15日から実施する。